

群馬県知事あて

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（通信制以外の高等学校等用）

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第3条に規定する給付対象世帯に該当するため、同要綱第8条の規定により、必要な書類を添えて、以下のとおり申請します。

【申請者について】

申請者住所等	〒 群馬県 電話 ()	ふりがな	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他 ()	申請者氏名 <small>群馬県内に住所がある 保護者等</small>	

【対象となる高校生等について】(注:対象となる高校生等が複数人いる場合には、それぞれの対象者ごとに申請してください。)

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する私立学校	学校名・学年 樹徳高等学校 (3年)	学校種類・課程・学科(該当にチェック・印)	<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校(全日制・定時制) <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年)	<input type="checkbox"/> 専修学校高等課程(昼間学科・夜間等学科) <input type="checkbox"/> 専修学校一般課程(昼間学科・夜間等学科) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校・その他)		
学校所在地	群馬 都道府県 桐生 市区町村	錦町一丁目1番20号				
在学期間	平成29年4月8日	~	現在			
過去の高等学校等における在学期間	学校名立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	なし (回) 不明	
	学校名立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	なし (回) 不明	

【保護者等の収入の状況について】

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長等の場合を除く) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【学校証明欄】

次の各項目について相違ないことを証明します。

- 本校が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に定める学校であること
- 上記生徒が記載の課程に在学しており、当年7月1日現在休学中でないこと

令和 年 月 日 学校所在地 群馬県桐生市錦町一丁目1番20号

学校名 樹徳高等学校

校長名 野口 秀樹

連絡先電話番号 0277-45-2258

印

